

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」の概要

令和 6 年 2 月
消費者庁食品表示企画課

1. 概要

令和 5 年通常国会において、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号。以下「整備法」という。）が成立し、令和 6 年 4 月 1 日に、食品衛生基準行政が厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管されること等に伴い、厚生労働省関係省令の規定の整備が行われる。

その整備で、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の題名が「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に、「厚生労働大臣が定める放射性物質」（平成 24 年厚生労働省告示第 129 号）の題名が「内閣総理大臣が定める放射性物質」に変更される予定である。

これに伴い、「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令第 10 号）について、所要の措置（ハネ改正）を行う。

2. 改正の内容

具体的な改正の内容は、以下のとおりである。

- (1) 食品表示基準第 2 条第 3 項について、
 - ・「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める改正を行う。併せて省令の略称(乳等省令)を「乳等命令」に改める改正を行う。
- (2) 食品表示規準第 3 条第 2 項について、
 - ・表中の「厚生労働大臣が定める放射性物質」を「内閣総理大臣が定める放射性物質」に改める改正を行う。
- (3) 別表第 19 について、
 - ・「乳等省令」を「乳等命令」に改める改正を行う。

3. 施行期日

本府令案は、整備法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行する。